

# ごみの屋外焼却は法律で禁止されています！

ごみの屋外焼却は、煙や臭い、灰の飛散によって近所迷惑になるばかりでなく、ダイオキシン類などの有害物質発生の原因にもなり、健康や環境に深刻な影響を与えます。  
ごみの屋外焼却は、平成13年4月1日の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、一部の例外を除き原則として禁止されています。

環境課資源リサイクル係 ☎251149

ドラム缶、一斗缶の使用やブロツクでの囲い、穴を掘ってのごみ焼却は、できません。

次のような場合は、屋外焼却禁止の例外とされています。

■正月のしめ縄、門松などを焼く行事など風俗慣習上、または、宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

■田んぼのあぜ焼きや畑の草焼き、もみ殻の焼却など



ドラム缶で家庭ごみを燃やす行為は、禁止されています。  
また、廃ビニールやプラスチック類は、多少にかかわらず焼却できません。

■たき火、キャンプファイヤー、バーベキューなど、そのほか日常生活を営む上で通常行われる焼却であつて軽微なもの

しかし、この例外による屋外焼却を行う場合でも、洗濯物に臭いや灰が付いたり、住居などに煙が侵入したり、近所に迷惑をかける場合がありますので、風向きや付近の状況に十分配慮してください。  
また、廃ビニール（農業用を含む）やプラスチック類などは、有害物質とともに黒煙や悪臭が激しく発生するため、例外の場合でも焼却できません。

ごみは、分別を心掛けていただき、市のごみ収集へ出し、適切に処理をしてください。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

## その他プラ（プラスチック製容器包装）のごみで困っています

環境課資源リサイクル係 ☎251149

日ごろから、市民のみなさんにはごみの分別収集に熱心に取り組んでいただいておりますが、次のようなことで困っています。

◆ごみ出しされたその他プラに食品が残ったままになっている。（ひどい場合は虫がわいていることがあります）

◆その他プラ以外の物が混ざっている。

汚れたものが少しでもあると、せっかく分別したほかのものも汚れてしまい、袋の中全体が台無しになってしまいます。食品などの汚れが残ったその他プラは、「可燃ごみ」として出してください。  
みなさんのご協力をお願いします。



アルミホイルは、その他プラではありません。「不燃ごみ」です。



その他プラの中に「その他紙」が混ざっています。容器の汚れもひどい状態です。



汚れたり、中身が残っていて洗にくいものは、「可燃ごみ」として出してください。